



愛媛労働局発表
平成30年10月30日

【担当】

愛媛労働局雇用環境・均等室
室長 佐藤 真理子
指導係長 坂本 幸穂
(電話) 089 (935) 5222
(FAX) 089 (935) 5210

報道関係者 各位

全国ハラスメント撲滅キャラバン

「ハラスメント防止対策セミナー」を開催します

～ ストップ !! セクハラ、マタハラ、パワハラ ～

厚生労働省では、事業主・人事労務担当者が、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止の必要性及び法令に基づき必要となる取組について理解を深め、また企業のパワーハラスメントのない職場づくりに向けた取組を促進するため、平成30年4月1日から12月28日までの間に「全国ハラスメント撲滅キャラバン」として、ハラスメント対策の推進を展開しています。

愛媛労働局（局長 縄田 英樹）では、「全国ハラスメント撲滅キャラバン」として、以下のとおり、ハラスメント防止対策セミナーを開催するほか、ハラスメント対応特別相談窓口を開設し、職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント等に関する相談を受け付けています。

● 「ハラスメント防止対策セミナー」の開催（資料No.1）

- 日時：平成30年11月30日（金） 13：30～15：30
- 場所：愛媛労働局 7階会議室（松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎）
- 内容：事業主に義務付けられているハラスメント防止措置
職場でハラスメントが起きてしまった場合の対処等
女性活躍推進のための行動計画の策定や助成金制度の活用
- 定員：80名（定員に達し次第締め切らせていただきます。）
- 対象：企業の人事労務担当者 等
- 申込受付：愛媛労働局雇用環境・均等室（FAX：089-935-5210）

● ハラスメント対応特別相談窓口の設置（資料No.2）

セクハラ、いわゆるマタハラ、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い、パワハラ等企業の人事担当者や働くみなさまからの相談も受け付けています。

（平成30年4月2日（月）～平成30年12月28日（金））

（参考）ハラスメント相談状況（愛媛労働局資料）

《参考資料》

- 資料No.1 ハラスメント防止対策セミナー（チラシ）
- 資料No.2 ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！（チラシ）
- 資料No.3 職場でつらい思いしていませんか？（パンフレット）

ハラスメント相談状況について（平成 28～30 年度）

1. 相談件数

事 項	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度※
セクシュアルハラスメント	64	57	29
妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	41	31	30
育児休業等を理由とする不利益取扱い	47	53	44
妊娠・出産等に関するハラスメント	24	37	15
育児休業等に関するハラスメント	56	157	55
いじめ・嫌がらせ（パワハラ含む）	764	725	438
《 合計 》	996	1,060	611

※平成 30 年度は上半期分（平成 30 年 4～9 月分）

2. ハラスメント相談事例

(1) セクシュアルハラスメント

同僚からセクハラを受けて困っている。入社時にセクハラ防止について説明を受けた記憶があるが、どこに相談してよいかもわからない。今後どのように対応すればよいか。

(2) 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い

妊娠に伴う体調不良により仕事を休むことが多くなり、正社員からパートになるよう事業主から言われている。出産後も正社員として働きたいと考えているが、事業主の対応に問題はないのか。

(3) パワーハラスメント

上司・同僚からいじめ・嫌がらせを受け、退職に至った。退職を余儀なくされたことによる経済的・精神的苦痛に対して金銭的補償を求めたい。

(参考)

職場におけるセクシュアルハラスメントについては、平成 11 年 4 月から事業主に防止措置を講じることが義務付けられています。

また、平成 29 年 1 月 1 日から、新たに妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止措置を講じることが事業主に義務付けられました。